

公益社団法人関東海事広報協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人関東海事広報協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、関東地区及び山梨県において、海の恩恵を始めとする海事思想の普及宣伝を行い、もって一般国民の海事に関する知識の啓発を図り、あわせて海事産業の発展を期することにより、平和を希求する海洋国家日本の経済社会の維持発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国民全般に対する海の恩恵を始めとする海事思想の普及宣伝
- (2) 国民全般に対する国民の祝日「海の日」の広報、海事知識の啓発等
- (3) 海事に関する資料の収集
- (4) 海事に関する刊行物の発行
- (5) 海事に関する講演会、フォーラム、イベント、コンテスト等の開催及び協力
- (6) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、及び山梨県において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本協会の会員は、次の4種とし、普通会员及び特別会員（以下「本会員」という。）をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 普通会员 本協会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 特別会員 本協会の目的に賛同して入会した地方公共団体、その他の公法上の法人

であって、毎年一定額の交付金、補助金、助成金、若しくは賛助金等を交付する者又はその他の援助を与える者

(3) 賛助会員 本協会の目的に賛同して入会し、本協会に賛助金その他の援助を与える者

(4) 名誉会員 海事に関し功労のあった者で、総会において推薦された者
(会員の資格の取得)

第6条 本協会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

2 個人以外の会員は、団体の代表者として本協会に対してその権利を行使する者（1人に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

3 指定代表者を変更した場合は、速やかに変更を会長に届け出なければならない。
(経費の負担)

第7条 本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、会長が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本協会の定款、規則又は総会の決議に違反したとき。

(2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 成年後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 2年以上会費を滞納したとき。

(4) 総本会員が同意したとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 本協会の総会は、すべての本会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事の報酬等の額
 - (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- (種類及び開催)

第14条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

3 通常総会は、年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

4 臨時総会は、必要がある場合に開催するほか、総本会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する本会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集の請求があったときに開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会長は、総会の日時、場所、目的たる事項並びにその他必要な事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに本会員に通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、本会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総本会員の議決権の過半数を有する本会員が出席し、出席した本会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総本会員の半数以上であって、総本会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使等)

第19条 総会に出席できない本会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の者を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その本会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第21条 本協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上20名以内

(2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 会長以外の理事のうち2名以内を副会長及び1名を常務理事とする。
- 4 第2項の会長を以って法人法上の代表理事とし、前項の副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会において本会員（団体にあつては指定代表者）の中から選任する。ただし、理事のうち3名以内及び監事のうち1名を本会員以外の者から選任することができる。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、本協会の業務を執行する。

- 4 常務理事は、事業計画に基づき、本協会の業務を執行する。
- 5 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事にはその職務を行うために要する費用を弁償することができる。

- 3 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問)

第28条 本協会に、任意の機関として、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

- 3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。

- 4 顧問には、第27条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事及び監事」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

第6章 理事会

(構成)

第29条 本協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会で定められた順序により副会長が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠席の場合には、副会長が議長の職務を代行する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 専門委員会

(専門委員会)

第35条 会長は、本協会の事業の円滑な運営を図るため、必要があるときは、理事会の決議を経て、専門委員会を設けることができる。

- 2 専門委員会の委員は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 3 専門委員会に関する事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 本協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、通常総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 39 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 40 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 41 条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 42 条 本協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第 43 条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

（公告の方法）

第 44 条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 事務局

（設置等）

第 45 条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の使用人を置き、うち 1 名を事務局長とする。

3 事務局長は、会長が理事会の決議を経て任免する。

4 理事は使用人を兼務することができ、この場合は使用人の地位に基づく給料手当等を支払うことができる。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

（備付け帳簿及び書類）

第 46 条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 会員の異動に関する書類

(2) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(3) 定款に定める機関の議事に関する書類

(4) 職員の名簿

(5) その他法令で定める帳簿及び書類

第 12 章 補則

（補則）

第 47 条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本協会の最初の代表理事（会長）は、山崎潤一とする。
- 3 最初の業務執行理事（副会長）は、小此木歌藏と石橋 武とする。
- 4 最初の業務執行理事（常務理事）は、廣岡 茂とする。
- 5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。